

2024年10月1日

大阪市  
市長 横山 英幸様  
大阪市教育委員会  
教育長 多田 勝哉様

大阪教育合同労働組合  
執行委員長 増田 俊道  
同 大阪支部  
支部長 澤村 幸雄

## 団体交渉申入書

当組合は、2024年度の賃金改善要求等について、団体交渉を以下の内容で申し入れるので誠意をもって応じられたい。

### 記

1. 団交日時 双方協議の上、早期に設定
2. 団交場所 大阪市庁舎内
3. 団交事項
  1. 下記「賃金改善に関する要求事項」及び「年末一時金に関する要求事項」について
  2. その他関連する事項について
4. 要求事項

#### 【賃金改善に関する要求事項】

- (1) 賃金に成績主義を反映させないこと。
- (2) 月例給を大阪市人事委員会勧告の公民較差 11631 円 (2.92%) に、物価上昇率 (2023 年度 2.8%総務省統計) を加えた割合に引き上げること。また、引き上げに関しては若手職員に重点的に配分するのではなく、全ての職員を対象に均等に引き上げること。
- (3) 常態化している長時間の時間外勤務に対して正当な手当を支給すること。
- (4) 国の動向を注視することなく教員調整額 4%の見直しを大阪市が独自に実施すること。
- (5) 教育職給料表において特 2 級を廃止すること。
- (6) 諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。また、改善する場合はその内容を明らかにすること。
- (7) 育児休業中の賃金を保障すること。
- (8) 常勤講師の賃金を給料表 2 級に格付けすること。できない場合は、同一労働・同一賃金の原則に則り、現行の 1 級の最高号給額を 2 級の最高号給額まで引き上げること。
- (9) 常勤講師を「教諭」職にすること。
- (10) 会計年度任用職員 (非常勤講師・非常勤職員) の待遇を正規職員と均等にすること。
  - ①雇用を保障し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。

- ②常勤職員に準じた退職金を支給すること。
- ③時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。
- ④非常勤講師の賃金をコマ数ではなく在校時間に応じて支給すること。
- ⑤非常勤講師の年間雇用時間（1コマ当たり35時間）の制限をなくすこと。
- ⑥会計年度任用職員（固定給の職を除く）の最高号給を引き上げること。
- ⑦会計年度任用職員にも経験年数に応じた昇給制度を導入すること。

(11) 管理職手当を廃止すること

**【年末一時金に関する要求事項】**

- (1) 物価上昇を考慮し、年末一時金の支給割合を大阪市人事委員会勧告（期末手当1.275月、勤勉手当1.075月）以上に引き上げること。
- (2) 一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
- (3) 勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
- (4) 勤務時間数が週当たり15.5時間未満であっても全ての非常勤講師・会計年度任用職員に常勤職員に準じた一時金を支給すること。支給している地方公共団体を明らかにすること。
- (5) その他関連事項について

以 上

## 2024年度 回答

## 【賃金改善に関する要求事項】

番号	4 (1)
項目	賃金に成績主義を反映させないこと。
(回答) 評価結果の給与への成績率の反映につきましては、大阪市基本条例においても、「人事評価の結果は、任用及び給与に適正に反映しなければならない。」としており、さらには「昇給及び勤勉手当については人事評価の結果を明確に反映しなければならない。」と規定しているところですが、これに関しては、人事評価結果を活用しつつ給与反映方法を工夫することが、頑張っている職員に報いることであり、そのことが職員のやりがいや、ひいては市民サービスの向上につながるものと考えています。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (2)
項目	<p>月例給を大阪市人事委員会勧告の公民較差11631円 (2.92%) に、物価上昇率 (2023年度2.8%総務省統計) を加えた割合に引き上げること。また、引き上げに関しては若手職員に重点的に配分するのではなく、全ての職員を対象に均等に引き上げること。</p>
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告による意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (3)
項目	常態化している長時間の時間外勤務に対して正当な手当を支給すること。
	(回答) 教員に対して時間外勤務手当を支給すること及び教職調整額の支給割合を引き上げることにつきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規程から、困難でございます。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (4)
項目	国の動向を注視することなく教員調整額4%の見直しを大阪市が独自に実施すること。
<p>(回答)</p> <p>教職調整額の見直しにあたっては、「教師の処遇改善に関する指定都市教育委員会協議会の緊急要望」として、「中央教育審議会『審議のまとめ』」や「骨太の方針 2024」において、教職調整額の率を現在の4%から少なくとも10%以上とすることや職務の重要性と負担等に応じた手当へ見直すことなどが示されたところであり、教師の勤務実態に即した処遇改善に関する事項を確実に実施すること、との要望を挙げているところです。</p> <p>今後とも引き続き、国や他都市の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (5)
項目	教育職給料表において特2級を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>学校における教育課題が多様かつ複雑化する中で、学校運営組織については、組織的で機動的な体制の構築が求められるとともに、教職員一人ひとりについては、学習指導をはじめ生徒指導など児童・生徒を指導していく教育の専門職としての能力・指導力の向上が求められていることを踏まえ、これらに対応する責任体制を整備する必要性から、新たな職として、学校に校務の要となる「首席」を、教職員の指導力の向上に当たる「指導教諭」を平成19年度より配置してまいりました。</p> <p>首席及び指導教諭につきましては、その職務の特性を鑑み、教育職給料表の2級と3級との間に新たに特2級を創設し、首席及び指導教諭に適用することといたしました。</p> <p>今後とも、国や他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (6)
項目	諸手当について、支給率・額・基準等を改善すること。また、改善する場合はその内容を明らかにすること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の諸手当等につきましては、本市人事委員会勧告からの意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (7)
項目	育児休業中の賃金を保障すること。
<p>(回答)</p> <p>育児休業中の賃金を保障することにつきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「職員の育児休業等に関する条例」の規程から、困難でございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (8)
項目	常勤講師の賃金を給料表 2 級に格付けすること。できない場合は、同一労働・同一賃金の原則に則り、現行の 1 級の最高号給額を 2 級の最高号給額まで引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (9)
項目	常勤講師を「教諭」職にすること。
	(回答) 常勤講師の職務の在り方につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ①
項目	雇用を保証し、常勤職員に準じた賃金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和6年2月より、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの2,890円から2,920円に増額改定しております。</p> <p>なお、令和5年12月期の期末手当の支給対象職員については、令和5年4月に遡及して改定を実施しております。</p> <p>他の非常勤職員につきましては、原則として給料表に準じて報酬を決定する仕組みとしております。</p> <p>また、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員については、令和6年6月期より、それまでの期末手当の支給に加えて、勤勉手当も支給対象としております。</p> <p>引き続き、他の自治体及び本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ②
項目	常勤職員に準じた退職金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>令和2年4月からの会計年度任用職員への移行に伴い、退職手当につきましては、フルタイムの会計年度任用職員についてのみ、支給対象としております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ③
項目	時間外労働については、時間外勤務手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給につきましては、その勤務形態の性質から、運用上は想定しておりませんが、各職種の担当と調整のうえ、真にやむを得ない事情により、超過勤務命令が校園長からあった場合につきましては、支給対象となるものと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ④
項目	非常勤講師の賃金をコマ数ではなく在校時間に応じて支給すること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和6年2月より、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの2,890円から2,920円に増額改定しております。</p> <p>なお、令和5年12月期の期末手当の支給対象職員については、令和5年4月に遡及して改定を実施しております</p> <p>引き続き、他の自治体及び本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ⑤
項目	非常勤講師の年間雇用時間（1 コマ当たり 35 時間）の制限をなくすこと。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」に基づき、35 週を上限としております。</p> <p>引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ⑥
項目	会計年度任用職員（固定給の職を除く）の最高号給を引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の給料につきましては、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤職員の給料との権衡を考慮して定めているところです。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (10) ⑦
項目	会計年度任用職員にも経験年数に応じた昇給制度を導入すること。
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員につきましては、任期が一会計年度（4月1日から翌3月31日）であることから、昇給制度はございません。</p> <p>しかしながら、固定給の職（非常勤講師等）を除き、初任給決定の特例として、同一の職に引き続いて任用された場合は、当該任期満了の日の号給に、12月につき4号給を基礎として算定した号給を加算した報酬を、設定された最高号給の報酬を限度として支給しております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (11)
項目	管理職手当を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>管理職手当につきましては、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務に係る困難性と高度の責任（職員の指揮・監督、担当業務の運営・管理等）について、本来給料表上の上位の格付けによって考慮されるのが原則であります。それだけでは十分に評価しきれない点もあり、給料と別の措置を取る必要性があることから、「職員の給与に関する条例」及び「職員の管理職手当に関する規則」に基づき、支給しているところでございます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

【年末一時金に関する要求事項】

番号	(1)
項目	物価上昇を考慮し、年末一時金の支給割合を大阪市人事委員会勧告(期末手当1.275月、勤勉手当1.075月)以上に引き上げること。
<p>(回答)</p> <p>教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告による意見、内容を十分踏まえ、本市の支給状況や他都市の状況等を考慮し、適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(2)
項目	一時金の役職段階別加算（傾斜配分）を廃止すること。
<p>(回答)</p> <p>職務段階別加算措置につきましては、地方公務員法第 24 条第 1 項に定める職務給の原則に基づき、職務と責任に応じた給与を決定しているところであり、同 2 項の均衡の原則による国と地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮して定めておりますことから、廃止にすることは困難であると考えております。</p> <p>今後とも引き続き、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(3)
項目	勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
(回答) 賃金改善に関する要求事項4 (1) で回答させていただいたとおりでございます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	(4)
項目	<p><u>勤務時間数が週あたり 15.5 時間未満であっても全ての非常勤講師・会計年度任用職員に常勤職員に準じた一時金を支給すること。支給している地方公共団体を明らかにすること。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>非常勤講師・会計年度任用職員につきましては、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の場合、令和6年6月期より、それまでの期末手当の支給に加えて、勤勉手当も支給対象としております。</p> <p>引き続き、本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当